

ゆいまーる知的障害児者生活サポート協会規約

(目的)

第1条 この会は、全国知的障害児者生活サポート協会に所属し、知的障害児者及び自閉症児者(以下、「障害者」という)とその保護者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。障害者の福祉の充実を目指し、その費用負担の軽減をはかることを目的とする。

(名称)

第2条 この会を「ゆいまーる知的障害児者生活サポート協会」通称、「ゆいまーるサポート協会」(以下、本会と称する)と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務局は沖縄県中頭郡中城村字新垣 1583 番地(グリーンホーム内)に置く。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行なう。

- (1) 障害者の日常生活に関わる相談・支援及び福利厚生事業
- (2) 障害者の就労に関わる相談・支援事業
- (3) 障害者の権利擁護に関わる相談・事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(本会の構成と入会および退会の手続)

第5条 本会は沖縄県内に在住する障害者の家族または法定後見人等それに準ずる者(以下、会員という)をもって構成する。

- 2 家族、法定後見人がいない施設利用者等については施設長等がその行為を代行することができる。
- 3 会員が県外に転出したときなど、会員資格を失ったときは、当該年度末をもって退会扱いとする。なお、転出地に同様の組織がないなどの理由により、当該会員から次年度以降についても継続加入の申し出があったときは、理事会の承認をもって会員とすることができる。
- 4 本会に加入を希望する者は、所定の加入申込書を各支部より本会に提出し、理事長の承認を得るものとする。
- 5 本会を退会するものは、理事長に所定の退会届を提出するものとする。

(組織)

第6条 本会に次の組織をおく

- (1) 理事会
- (2) 評議員会

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) この規約に基づく規程などの制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他、本会の運営に関する重要な事項
 - (5) 解散に関する事項
- 2 理事会は必要に応じて、理事長が招集する。
 - 3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
 - 4 理事会の理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。但し、やむを得ない理由のため理事会に出席できない時は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決することができる。この場合理事会に出席したものとみなす。

(評議員会)

第15条 評議員会は次の事項を承認する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) この規約に基づく規程などの制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他、本会の運営に関する重要な事項
- 2 評議員会は、毎年度1回以上理事長が招集する。
 - 3 評議員会の議長は、そのつど評議員から選出する。
 - 4 評議員会は評議員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。但し、やむを得ない理由のため評議員会に出席できない時は、あらかじめ通知された事項について書面をもって承認する。

(会議の議決)

第16条 会議の議事は、この規約に規程するもののほか、出席理事又は評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第17条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が署名しなければならない。

(支部及び支部長)

第18条 会員の所属する施設をもって本会の支部とする。各支部は所定の登録申請書をもって支部登録を行うものとする。

- 2 支部には支部長を置き選任後1ヶ月以内に理事長に報告する。変更交代もこれに準ずる。
- 3 支部長は支部登録をした施設における代表者（施設長）とする。

附則

- 1 この規約は平成18年2月1日から施行し、平成18年4月1日より適用する。
- 2 第10条1項にかかわらず、この互助会の設立当初の役員及び評議員の任期は、平成20年3月31日までとする。
- 3 設立当初の役員が決定するまでは、設立準備委員がその役務を代行する。

附則（平成21年4月15日一部改正）

- 1 この規約は公布の日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附則（平成22年4月1日一部改正）

- 1 この規約は平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日より適用する。

附則（平成23年4月1日一部改正）

- 1 この規約は平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日より適用する。

附則（平成25年6月19日一部改正）

- 1 この規約は平成25年6月19日から施行し、平成25年6月19日より適用する。

附則（平成28年4月1日一部改正）

- 1 この規約は平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附則（平成29年6月13日一部改正）

- 1 この規約は平成29年6月13日から施行し、平成29年6月13日より適用する。

附則（令和3年10月1日一部改正）

- 1 この規約は令和3年10月1日から施行し、令和3年10月1日より適用する。

ゆいまーる知的障害児者生活サポート協会 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、ゆいまーる知的障害児者生活サポート協会規約第26条により、会務の為、役員、理事評議員及び事務局職員の出張に要する旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(旅費の区分)

第2条 旅費の区分は、次に定める経費とする。

- (1) 航空賃
- (2) 船賃
- (3) 鉄道賃
- (4) 車賃
- (5) 日当
- (6) 宿泊料

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の径路、方法により計算する。

(旅費の請求手続き)

第4条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費請求書に必要な書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

(航空費、船賃、鉄道賃、車賃)

第5条 航空費、船賃、鉄道賃、車賃の計算は、通常の経済的順路により算定し、実費を支給する。

(日当、車賃)

第6条 県外に出張した際は日当を県内の出張は車賃を支給する。

- (1) 日当の支給額は、役員は1日2,800円とし、事務局職員は1日2,400円とする。
- (2) 本会の理事・評議員会に出席した者には車賃として2,000円を支給する。ただし、事務局職員には支給しないこととする。

(宿泊費)

第7条 宿泊費の支給額は、実費とし、上限は13,000円とする。出張者は「旅費精算書」提出の際、その支払を証明する領収書を添付しなければならない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項で規定のない部分については、その都度理事長が定める。

(附則)

この規定は、平成23年4月1日より施行する。